

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等	1
34	医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止	6
6	医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し	9
8	夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和	12
39	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化	15
25	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	17
1	国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し	20
30	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	23

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること

## 提案団体

新潟県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

管理栄養士国家試験の受験には、管理栄養士養成施設を卒業した場合であっても、栄養士免許が必要とされている。

このため、受験者は、受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっており、都道府県(本庁及び保健所)等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(見込)照合書(管理栄養士国家試験の受験願書の添付書類)」の発行を短期間で行わなければならない、負担となっている。

管理栄養士は、栄養士業務に加え、高度な業務に従事することができる、栄養士の上級資格であることから、受験者からは、「管理栄養士に栄養士免許は不要ではないか」との意見も聞かれる。また、栄養士施設の卒業者の場合は国家試験の受験資格を得るためには実務経験を経る必要があるため栄養士免許が必要であることは理解できるが、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は実務経験は不要であるところ、その観点からも栄養士免許の取得は不要だと考える。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許の申請等をせずに、簡便に管理栄養士国家試験を受験できるようになる。

また、都道府県の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

栄養士法第5条の3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、郡山市、兵庫県、山口県

○受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、当保健所においても、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(見込)照合書の発行を短期間で行わなければならない、負担となっている。管理栄養士は栄養士の上級資格であることから、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は栄養士免許の取得は不要だと考える。

○当県は提案と同様、栄養士免許不要と考える。特に管理栄養士国家試験受験願書受付期間においては免許等照合書の作成、及び、送付は多量、かつ、短期間に処理しなければならず業務負担となっている。

○管理栄養士国家試験のために、2月末から3月中旬までという年度末で通常業務も多忙な中、1ヶ月未満の短い期間に、県内全ての養成施設の卒業見込生について栄養士免許を発行せざるを得ない状況の上、2月末から3月上旬までに、管理栄養士国家試験のために、栄養士免許の発行見込に関する照合書を合わせて作成せざるを得ない状況であり、申請手続を代理する養成施設・県にとって、過大な負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

管理栄養士は、栄養士法(昭和22年法律第245号)において、栄養指導のうち、社会生活の発展向上に伴い増加傾向がみられる複雑・困難な業務に対応するため、昭和37年の一部改正(議員立法)により、「栄養士が行う業務であつて複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士」として創設された資格である。

このような趣旨及び立法的経緯から、管理栄養士国家試験は、管理栄養士養成施設で修学している場合も、同法第5条の3の規定に基づき栄養士免許の取得を要件としているところであり、ご提案の「管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること」への対応は困難である。

一方、政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行っており、管理栄養士国家試験に係る手続については、申請者及び都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、オンライン化も含め手続の簡素化を検討したい。

なお、ご指摘の栄養士免許申請手数料の負担については、各都道府県の裁量の下、低減することが可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

栄養士免許は、管理栄養士養成施設を卒業すれば、都道府県等への申請により与えられるものであり、かつ、管理栄養士の受験資格に栄養士の実務経験は不要とされているところ、管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を形式的に満たすためだけに栄養士免許を取得している実態がある。

全国で年間約8,000人の管理栄養士養成施設卒業者が、約5,000万円の手数料を負担し、栄養士免許の申請手続を行っていることも踏まえると、受験資格の見直しにより、負担の解消を図るべきと考える。栄養士法施行75年が経過し、生活習慣病の増加や医療費高騰などの社会的背景から社会的ニーズも増大している中で、管理栄養士は栄養専門職としての地位も確立していることから、受験者や都道府県等の過大な負担となっている二重資格の早期解消をお願いしたい。

なお、栄養士法(昭和22年法律第245号)の平成12年の一部改正において、管理栄養士の定義から「栄養士」という文言が削除され、定義上は栄養士でなくとも管理栄養士となることができるようになっている。このことから、管理栄養士国家試験の受験資格を規定する同法第5条の3において、「栄養士であつて」という文言を削除しても、齟齬は生じないものと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

管理栄養士養成施設卒業者に対して、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許の取得を求める具体的な理由は何か。また、求めないこととした場合、具体的にどのような支障が想定されるのか。

管理栄養士国家試験の受験資格として一律に栄養士免許の申請・取得を求めるのではなく、国家試験に不合格となった者が必要に応じて申請・取得すればよいのではないのか。

オンライン化の事務の合理化だけでは解決にならず、みなし規定を置くことも視野に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

本提案については、管理栄養士国家試験の受験手続に留まる内容ではなく、管理栄養士養成及び栄養士養成の在り方に関係するものであり、管理栄養士及び栄養士の関係者やこれらの養成施設の関係者等の意見を聴取した上で検討が必要である。また、管理栄養士国家試験及び管理栄養士の免許申請に係る手続のオンライン化に向けた取組にも影響が及ぶおそれがあることから、このことも踏まえて検討する必要がある。

特に、本提案は、「管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許を不要とすることを求める」ものであるが、管理栄養士国家試験合格者のうち約9割は管理栄養士養成施設の新卒者が占める中、仮に、こうした者について都道府県知事免許である栄養士免許を不要とした場合、栄養士免許に係る都道府県の事務にも大きく影響することが想定されるため、提案自治体のみならず、全都道府県への意見聴取も不可欠と考える。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止

## 提案団体

新潟県、福島県

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。

## 具体的な支障事例

管理栄養士国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県(本庁及び保健所)等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。

発行に当たっては、対面又は郵送により栄養士免許証(原本)等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。

一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許証の写しを受領の上、確認することも可能と考えられる。

【参考】提案団体における「免許等照合書」年間発行件数(令和4年度) 約30件(1件当たり所要時間 15~30分)

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受験者の国家試験受験申込に係る負担及び都道府県の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

「第37回管理栄養士国家試験の実施について」(令和4年8月30日付け厚生労働省健康局健康課長通知)等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、宮城県、福島市、郡山市、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県、山口県

○当市においても厚生労働省の通知により、受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。発行に当たり当市では、基本対面により栄養士免許証(原本)や卒業証書(証明書)等複数の書類と免許等照合書の記載内容を照合しており、受験者及び本市において大きな負担となっている。

○免許証(写し)の添付や、国家資格等情報連携・活用システムにより、厚生労働省において受験資格を確認できる体制が整えば、各自治体の負担及び受験者の負担軽減になると考えられる。

○照合書で、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類・履修状況等本来試験実施機関が

確認すべき事項についても、保健所に確認の責任を転嫁しており、都道府県等及び申請者の過大な負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、「国家資格等情報連携・活用システム」において、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続きに係るオンライン化開始に向けて検討を行っている。  
 加えて、管理栄養士国家試験の受験に係る手続きのオンライン化に向けて、受験者と都道府県の負担軽減を図るためご提案の「免許等照合書」等の添付書類の省略についても、オンライン化に係る一連の事項として検討したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨今の人手不足は地方行政においても顕著であり、年度末の繁忙期に集中する免許等照合書発行事務への対応には、非常に苦慮している。また、照合書の発行に当たっては、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類や履修状況等、本来、試験を実施する国（厚生労働大臣）が確認することが適当だと思われる事項についても、都道府県等が確認することとされており、都道府県等にとって過大な負担となっている。こうした受験者の受験資格の確認事務については、法令に特段の規定はなく、厚生労働省健康局健康課長通知により都道府県等に行わせているものであることから、オンライン化に係る検討を待たず、即時に事務の廃止について検討いただきたい。  
 また、仮に管理栄養士国家試験の受験に係る手続きがオンライン化されたとしても、オンライン申請を利用しない受験者もいることが想定される。受験者及び都道府県等の負担軽減の観点から、オンライン申請を利用しない場合であっても、免許等の照合は、試験を実施する国（厚生労働大臣）で行うことを検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
 提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

課長通知によって免許等照合事務を都道府県に依頼していることは不適切であり、当該事務の廃止を検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

現在、都道府県に行っている「免許等照合書」に係る事務について、「国家資格等情報連携・活用システム」における管理栄養士国家試験に係る手続きのオンライン化の取組との関係にも留意しつつ、都道府県の当該事務負担をなくす方向で検討し、令和7年度管理栄養士国家試験から適用する方向で調整したい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止等の見直し

提案団体

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医薬品等の国家検定について、都道府県経由事務を廃止し、検定申請等を事業者から直接、検定機関(国立感染症研究所)に提出する形とすることを求める。都道府県経由事務の完全な廃止が困難な場合は、手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県経由事務に限り廃止するなど、都道府県及び事業者の負担軽減に資する見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

医薬品等の国家検定の申請を行う場合、現在は、事業者の製造所を所管する都道府県が試験検査検体を採取し、申請書とともに検定機関に送付している。また、検定後の結果の通知も検定機関より都道府県を経由して事業者に通知している。事業者は、その通知を受け取った後に、製品の包装等作業(検定合格表示を含む)を行い、最終製品化後に市場に出荷している。

【支障事例】

当府では、ほぼ毎週、申請及び検体採取が発生しており、それに係る業務時間、人件費等の負担が大きい(参考:令和4年度の申請数は99件)。

また、検定申請に関する試験検査検体の採取について、当府では抜き取った検体を保管する設備がなく、温度管理の観点から速やかに国立感染症研究所へ抜き取り品を送付する必要があり、検定申請書も併せて送付する必要があるため、検体採取(保健所)及び申請(本庁薬務課)の日程を併せるなどの調整状況によって、翌週に申請を繰り越すなどのタイムラグも発生している。また、可否通知についても現在は、可否の通知に先立ち、メールにて検定機関より都道府県へ送付され、都道府県もそのメールを踏まえて事業者あてに先行して可否の連絡をしているが、どちらか一方又は双方のメール連絡が遅れると、事業者が包装等作業に仕掛かるまでの時間についてタイムラグが発生してしまうケースもある。これにより、経由しない場合に比べて、最大数週間の製品の市場出荷のタイムラグが起きている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

患者等への重要な医薬品のさらなる安定供給等の確保に資するとともに、検定申請を効率化することで、都道府県事務の軽減や事業者負担の軽減につながる。

根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第58条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—
—

## 各府省からの第1次回答

<p>ワクチンなど高度な製造技術や品質管理が必要な医薬品等については、医薬品医療機器等法に基づき、全ロットについて、製造時のメーカーによる自家試験に加えて、国立感染症研究所（感染研）が国家検定を実施し品質の確認を行うことで、検定対象品目の品質・安全性の確保を図っている。</p> <p>検定のための検体の採取及び検体と申請書の感染研への送付は都道府県が実施しているが（医薬品医療機器等法施行令第58条、59条）、これは、メーカーに検体の選択を委ねた場合、メーカーが自己にとって都合のよい検体を選択してしまい、感染研による品質の評価が適切に実施されないおそれがあるためであり、検定対象品目の品質・安全性を確保し、国民の保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な手続きであると考えている。</p> <p>さらには、メーカーが検定に合格していない製品について検定合格の旨虚偽の表示を行うおそれもあるため、検定に合格したロットのみに検定合格の表示が行われていることの確認についても都道府県が実施しているが（医薬品医療機器等法施行令第61条）、これを適切に実施するためには、都道府県が検定合格ロットの正しい情報を入手している必要があることから、申請者への結果の通知についても都道府県を通じて行うこととしている（医薬品医療機器等法施行令第60条）。以上の理由により、都道府県を経由せずに手続きを行うことは困難である。</p> <p>なお、都道府県が結果通知を実施するデメリットとして、事業者が結果を入手するまでのタイムラグがあげられているが、スケジュール上、迅速な対応が必要な場合には、厚労省からも並行して事業者へ検定結果の一報を行うなどの柔軟な対応も行っているため、ご指摘の懸念は生じないものと考えている。</p>
---

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

<p>メーカーに検体の選択を委ねることについては、メーカーが自己にとって都合のよい検体を選択しないような対策（ランダムサンプリング手法の徹底、検体採取動画等の確認など）で対策可能と考える。</p> <p>製造所においては GMP で管理されており、かつ、近年の検定品の不合格率も極めて低いものとなっているため、自己にとって都合のよい検体を選択する可能性は相当程度低いと考えられ、現地に都道府県職員が赴き、相当な時間を要して行う必要はないと考える。</p> <p>検定合格ロット情報は、感染研のホームページで確認でき、都道府県を経由せずとも検定合格ロットの正しい情報を入手することは出来る。それに基づき確認すれば問題なく表示確認は可能である。なお、過去、検定合格証紙（封緘）の数量管理を行い、合格製品の数量に応じて配付していた頃は、合格品のトレーサビリティ（不合格品等、不適切な製品の排除）は一定出来ていたと考えるが、現在、検定合格のみの表示をした包装材料等の確認では、そもそも検定合格の旨の虚偽の表示を行うおそれを払拭できるものではないと考える。</p> <p>柔軟な対応は、当然行うにしても平時から安定供給に関するリスク低減は重要であり、それも含めて手続きを合理的、効率的にすることにより患者含めてすべての関係者にメリットがあることであるため、提案事項を検討されたい。</p>
---

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—
---

## 地方六団体からの意見

<p><b>【全国知事会】</b> 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
---

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<p>都道府県による関与以外の方法では、国家検定の適正性を確保できないのか。国家検定の実施に係る不正を防止し、適正性を確保することは、都道府県に委ねることなく国が直接行うべきではないか。</p> <p>国立感染症研究所が日本版CDCに改組されることにあわせて国家検定の制度改正を行う方針とのことだが、</p>
--



制度改正の検討にあたっては、一連の業務において都道府県の経由を不要とする方向で進めていくことを明確に示していただけませんか。また、制度改正の具体的なスケジュールを示していただきたい。  
制度改正の過渡期中でも、都道府県の負担軽減を図る工夫はできないか。

#### 各府省からの第2次回答

都道府県の薬事監視員は、検定業務のみならず、検定に合格し出荷されたワクチンに対する薬事監視も担っており、出荷後に判明した品質不良ロットの自主回収に係る管理監督業務など、薬事監視員として普段から医薬品の製造工程及び品質管理について中立的な立場から監視指導業務を実施している。このように、国家検定の対象となる製剤は、製造業者の不正行為の未然防止等のため、都道府県の薬事監視員が所管する地域の医薬品の品質を確認しており、都道府県の薬事監視員が検定業務を担うことは、医薬品の全体的な品質・安全性を確保する上で重要であると考えます。

なお、現在、地方厚生局に配置されている薬事監視員は各地方ブロックあたり平均3人であり、1都道府県あたり平均約61人と比べて少なく、仮に地方厚生局で検定業務を担当する場合、現行の都道府県による対応と比べて大幅な負担増となることから、業務移管は現実的ではない。

また、令和7年度以降、国立健康危機管理研究機構(以下「新機構」という。)の設立後に、国家検定の検定品目を新機構から独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)に順次移管することを予定している。PMDAへの移管に際し、書面中心の審査を行い、検査が必要な場合にはPMDAから新機構に委託されることとなる。それも踏まえ、次期薬機法改正に向けて国家検定制度全体の見直しを図ることとしており、検体の抜き取りや検定番号の表示等の立会い等の都道府県の関与が不要となる手法を導入する方向で検討を進めている。以上のように、国家検定制度については令和7年度からの見直しに向けて既に検討が始まっていること、また検定業務を理由に人員を確保している都道府県も存在する中、頻回に制度を改正することとなった場合、反って都道府県に混乱と負担を強いることとなることから、制度改正の過渡期で当座の対応を行うことなく、令和7年度の見直しに併せて一元的に制度を見直すこととしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合は開設者としての変更届出があったものとみなすこと等

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするなど、報告に係る手続きを簡素化すること。併せて、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届も同様に、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするとともに、添付書類を省略すること。さらに、医療情報ネット上の情報を国民側がオープンデータとして活用できるようにすること。

## 具体的な支障事例

届出事項の一部について変更をする場合、法に基づく報告及び施行令等に基づく届出の2件の手続きが必要であり、事業者及び地方公共団体の負担となっている。また、一方の報告あるいは届出について失念されていることもあることから、国民が医療情報ネット上で最新の情報を閲覧できていない場合もある。また、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の添付書類として、保健所の受付印のある変更届の写しが必要となっており、電子申請が進まないような状況となっている。

医療機能情報については国民が閲覧できるが、オープンデータとして活用できない状態となっているため、各自治体でオープンデータを作成したり、事業者からの求めに応じて情報提供をしている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者においては変更届出の手続きの簡素化につながるほか、報告を受ける自治体の事務負担軽減にもつながるとともに、報告を一元化することにより、国民が閲覧する情報が最新のものになり、国民へのメリットにもつながる。加えて、保険医療機関及び保険薬局による変更届も併せて一元化、更には添付書類が省略されることで事業者の負担軽減につながり、将来的に医療情報ネットによるオンライン報告を促す効果が期待できる。また、既存の医療機能情報を活用し、薬局においては許可番号や許可期限などの必要情報を追加して、Excel 等でのデータ抽出ができるようにすることで、オープンデータとして活用できる。

## 根拠法令等

医療法第6条の3、医療法施行令第4条・第4条の2、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、第10条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、高知県

—

## 各府省からの第1次回答

## 【概要】

医療法及び薬機法上の変更届出並びに保険医療機関や保険薬局による届出事項変更届を情報提供制度による報告に代替することは、以下の理由から不相当である。

①趣旨目的が異なること。具体的には、前者が、変更事項が各法令の規定に適合しているか確認して受理する趣旨である一方で、後者は患者が適切に医療機関や薬局を選択することを支援することを目的とするものであり、趣旨目的が異なること。

②実務上運営が困難であること。具体的には、前者と後者では、報告項目が異なることに加え、前者の報告先は都道府県知事や市長、厚生局等である一方で、後者の提出先は、都道府県知事であり、実務運用上実施が困難である。

なお、今般成立した改正医療法等に基づき、国民にとってわかりやすい情報提供の実現に向けた検討を進めているところ。令和6年度を目指して全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)を構築しており、医療情報ネット上の情報をオープンデータとして活用できるようにすることも含め検討してまいりたい。(別紙参照)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

届出と報告の趣旨目的が異なることは承知しているが、同じような内容について、医療機関等に何度も届出と報告を求め、届出先及び報告先となる機関が何度も審査をしなければならない仕組みにより、双方に大きな負担が生じている。

報告項目が異なることについて、事務運営上全ての届出事項を報告制度に統一できるとは考えていないが、例えば、診療時間のように報告事項での統一が可能である項目について、その項目が多ければ多いほど、医療機関等及び届出先機関双方の事務手間は削減され则认为。

届出事項変更届と情報提供制度の報告先が異なることについては、今後、全国統一化される医療情報ネットとの連携が進められているG-MISにおいて、報告先となる機関に加え、地方厚生局も接続し、その報告対象となる項目についての審査実施や閲覧の権限を付与することで対応可能と考える。

届出を求める期限が異なることについては、同一項目において、10日以内の届出を求める規定と報告期限に規定がない報告が併存することが、医療機関等による届け出漏れ、報告漏れを発生させる一因となっており、報告先に事務処理上の負担を生じさせている。更には、医療情報提供制度上のデータの精度低下により、国民が最新情報を閲覧できていない事象が把握されていることから、届出項目のうち報告に統一可能な項目については、できる限り統一することが適当であるとする。

以上のことから、現行制度の改善について前向きな検討を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

提案団体によれば、届出(報告)先が複数あることにより、変更届出はなされている一方、医療機能情報提供制度に係る報告が失念されているケースが生じており、医療機関等が修正報告をしない限り、国民は最新情報を閲覧できないという支障が生じている。

このような観点からも、今後運用予定の全国統一システム及びG-MISの活用状況も踏まえつつ、届出・報告項目の精査を行い、G-MISの接続先に地方厚生局を加えること等により当該支障の解決を図る等、現段階か

ら負担軽減策を検討するべきではないか。

届出(報告)期限や、期限を過ぎた場合の取り扱いが異なる等の運用の違いが、医療機関等に不要な負荷を課しているのではないか。

これらを踏まえれば、届出と報告を一元化するとともに、期限の取り扱いを統一させる等の運用改善を図るべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

### 1 医療機能情報提供制度の報告と医療法の届出

届出・報告先が同一の自治体の場合には、重複項目については医療機能情報提供制度の報告をもって、医療法上の届出に代えることができるものとする方向性で検討していく。

\* 届出と報告の期日の違いは10日以内に届け出らば、運用上問題ないと考えられる。

### 2 薬局機能情報提供制度の報告と薬機法の届出

提案自治体との意見交換会では、薬局開設許可の変更届出件数が多く、それに伴い手作業で行う事務処理の負担が主な課題とのご意見であった。

薬局機能情報提供制度の報告と薬機法の変更届出の重複項目かつ添付書類が不要である項目は、「営業日」の1項目のみであり、そこにみなし規定を設けることは、自治体が新たな制度の周知に係る事務負担や、事業者が制度の複雑化により誤解する恐れがあるなど却って自治体や事業者の負担が増加し、混乱を招くことが予想される。

このため、今後のG-MISの活用状況や重複項目数を見据えた中長期的な課題と考える。

### 3 保険医療機関・保険薬局による届出事項変更届

保険医療機関・保険薬局による届出事項変更届の手續については、医療法の届出等の検討を踏まえながら、届出先が自治体ではなく地方厚生局である点に留意しつつ、検討することとなるが、ご指摘のG-MIS等の活用による対応は、G-MISや地方厚生局のシステム等の改修のため多額の費用が必要となる一方、医療機関にとっては、当該届出の数項目の省略が可能となるものの、他の届出は引き続き必要であり、費用対効果等の観点から慎重な検討が必要である。

### 4 報告と届出の期限の統一化について

以下の理由から困難である。

- ・医療・薬局機能情報提供制度：患者が正確な情報を知る上で迅速な更新が必要であり「速やかに」としている。
- ・医療法・薬機法の届出：添付書類の準備に時間を要することや自治体が届出内容の確認が必要であることなどから「～日以内」としている。
- ・保険医療機関・保険薬局による届出事項変更届：適切な運営のために速やかな地方厚生局への提出が必要であり、かつ、他法に基づく届出の受理を経た上で地方厚生局に届出を行う項目もあることから、具体的日数ではなく「速やかに」としている。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。

- ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。
- ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。
- ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。

具体的な支障事例

当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。

- ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めるなど、柔軟な運用が必要である。
- ②入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。
- ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①③遠隔教育特例校制度の要件緩和により、夜間中学設置が推進される。
  - ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
- また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文

部科学省告示第 56 号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて(事務連絡)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市

○(①、③について)令和3年度のニーズ調査から、学び直しを希望している方々が県内広域に散在されていることが確認された。当県では、令和6年4月に県中央部に県立夜間中学の開校を予定している。就労されている方など様々な理由がある方でも、距離的・時間的な制約に関わらず、サテライト教室等を利用し「学び直し」の機会が得られるよう、夜間中学における遠隔授業の要件緩和を求める。特に、教員免許を持っていない者(サポーター等)の活用を認めるなど、柔軟な運用を求める。

### 各府省からの第1次回答

①中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要となります。

夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することは必要となります。

なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置しております。

②夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要となります。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)において、出席扱いとできる場合もあります。

③文部科学省においては自治体にヒアリングを行い、令和4年度より申請期間の延長・弾力化を行うなど、本制度の運用の改善を図っているところです。引き続き、本制度がより活用しやすいものとなるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

(参考)令和4年度における遠隔教育特例校制度の運用面での改善事項

- ・申請期間について、8月1日～8月31日としていたところ、8月1日～10月31日に期間を延長した。
- ・自治体の希望も踏まえながら、4月1日と6月1日の2回に分けて遠隔教育特例校の指定を行うこととした。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①地方においては、生徒が少数のため、分教室を設置し、教員数が小規模となることが見込まれる。また、夜間中学は生徒の学習実績が異なり、一斉授業だけでなく、個別指導にあたる場合(クラス)もある等の理由から、やむを得ず遠隔授業の受信側のクラスへの教員配置が不足することも想定される。類似の事例として、病気療養児や不登校児童生徒に対する遠隔教育では、受信側の保護者等と連携・協力関係があればよく、教員は別途定期的に対面で適切な指導を行うこととされていることから、同様の対応を求めるものである。

なお、夜間中学運営にあたっては様々な状況があり得るため、具体的な教員定数に基づいた議論を行うことは現実的ではなく、遠隔授業の実施方法の選択肢を増やすことで夜間中学を設置しやすくするという観点から、地方の実情に応じた柔軟な対応を検討いただきたい。

②令和4年度実態調査(文部科学省)では、夜間中学に通う生徒で学齢期はおらず、16歳以上のみとされていたが、それでも指定の通知が適用されるという理解でよいか。

また、夜間中学は元不登校児童生徒が多くなると見込まれ、一時的に心身が不安定な状態となる場合や、開校時間帯が夜間のため、交通事情により登下校が困難となる場合など、一般的な中学生と事情が異なることから、登校を前提としつつも、やむを得ず登校できない場合のみ出席扱いとする等の夜間中学の特性に沿った措置を検討いただきたい。

③夜間中学にかかる遠隔授業は、遠隔教育特例校制度に基づく、多様なメディアを高度に活用した先進的な教育のみならず、多くの教員を配置できない学校におけるインフラ的役割を果たすものと考えられる。

よって、①生徒数など変動しやすい項目について、毎年度実施計画の変更申請を要することや②生徒の保護者(生徒が成人している場合や高齢の生徒等に保護者がいない場合も想定される)等による毎年度の評価やその結果公表を要することの必要性が先進的な教育と同様にあるとは言い難いことから、制度利用の要件を緩和い

ただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

要件を緩和できない具体的な理由がある場合にはそれを明確に示すべきである。中学校教育については、柔軟な運用が可能となるよう、人材確保が困難な状況を踏まえ、提案団体の提案を踏まえて積極的な検討を求め

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

新型コロナウイルス感染症の蔓延期において、デジタルを活用した遠隔授業が行われていたことからすれば、様々な属性の方が通う夜間中学の特性を踏まえ、夜間中学に通いたい方に対して学ぶ機会を提供すべく、以下の制度要件の緩和を早急に検討すべきではないか。

①配信側の教員と協力し、配信側の教員の示す板書や資料等を生徒が見やすくなるような工夫や機器の管理・操作など受信側の教員に求められる役割は、教員に依らずとも可能ではないかと考えられる。

また、教育機会確保法(※)により、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられ、夜間中学が少なくとも各都道府県・指定都市に1校は設置されるよう推進している中、通学が困難な地域に居住する方も学べる機会を確保すべく、デジタルを活用した分教室を設置しやすくするなど、地域の実情に応じて柔軟な対応を検討すべきではないか。

(※)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)

②開校時間帯が夜間となるため、交通事情によっては登下校が困難となる場合が生じるなど通常の中学校とは特性が異なることを踏まえ、登校することを前提としつつも、やむを得ず登校できない場合には、自宅でICT等を利用した学習活動を行った際も出席扱いとする等の措置を検討すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

①教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることとされているが、通学が困難な地域に居住する方にも学ぶ機会を確保すべく、例えば、地域の公民館や自宅などで、夜間中学の授業を配信で受けたいという方に対して、配信して傍聴していただくことも可能。できるだけ多くの方が学ぶ機会を確保できるように、こうした方法を令和5年度中に地方公共団体に周知してまいりたい。

②夜間中学の生徒が、やむを得ず登校できない日がある場合にも学びを継続させるため、①の配信を活用することも含めて、自宅でICT等を活用した学習活動を行うことも可能。夜間中学が把握した当該学習の計画や内容が夜間中学の教育課程に照らし適切と判断される場合には、評価の結果を通知表その他の方法により生徒に積極的に伝えることは、生徒の学習意欲に応える上で意義が大きい。そのため、夜間中学において、こうした学習の評価も活用できることを令和5年度中に地方公共団体に周知してまいりたい。

③御提案を踏まえ、遠隔教育特例校の実施計画書の様式や実施要項の改正等を検討し、本制度の更なる運用の改善を図ってまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)

これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。

公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。

公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。

現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。



## 各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態を把握した上で対応について検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年「社会・援護局長名」での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。  
現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国市長会】  
提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

必要最小限度で早急に実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態等、地域ごとの実情を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】  
(19)日本赤十字社法(昭27法305)  
日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  
(関係府省:総務省)

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正

提案団体

三重県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。

具体的な支障事例

農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更案全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待つようやく変更計画を決定できたケースがあった)。

例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったときに、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。

このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。

したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めたい。

なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。

県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に追われることもあった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

真に緊急性がある開発案件を有する個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となり、個人、ひいては地域の経済活動を推進することが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市

## ○【支障事例】

当市では農業振興地域整備計画の農用区域について、2月・8月の年2回変更要望を受け付け、必要かつ適当と判断したものについて変更を行っている。

平成30年2月に市外の業者から変更要望の提出があったが、事前の窓口来庁時から変更の法的要件を満たさないため変更しない旨を伝えていた案件であり、再検討の上改めて変更を行わない旨通知し、他の変更要望7件について変更手続きを進めた。

その後当該業者が地権者の代理人として、変更されないことを不当として異議申出、審査申立を行い、県の裁決を経て当初計画通りの7件の変更が完了したのは平成31年4月であり、本件と全く無関係の市内他地区7カ所の一般住宅の敷地拡張や商業施設開発が約半年遅れる形となった。

なお、当該業者は当市窓口で「変更しなければ異議申出、審査申立を行う。他市では2年程かかった事例があり、その間変更手続きが止まり市の担当者は大変だったようだ」との発言があった。

○当県においても提案県と同様に支障事例が生じている。

同一農業振興地域内（同一市町村内）とはいっても異議申出対象の土地から離れた地域の事業についても、一律に6か月遅れてしまうため、事業者にとって事業着手が遅れるという支障が生じている。

また、異議申出者にとっても自身の異議申出により、異議申出に直接関係のない案件にも支障が出てしまうことは、異議申出をしにくくなっていると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理につなげていただくよう、努めていただくこととしている。

引き続き、各地方公共団体において迅速な処理をお願いしたい。

なお、1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「相互に影響を及ぼす」のは、例えば、市町村が農振法第13条第2項各号に該当し農用区域から除外しようとする土地Aがあり、当該土地Aの除外に対する異議申出が同時期に出た場合等の限られた場合と考えられる。その場合、異議申出に関係しない土地の農用地利用計画を先行して変更し、土地Aは異議申出等の手続き終了後に必要に応じて変更すればよいと考える。

実際、当県で過去3年間に異議申出等があった案件のほとんどは、市の決定や県の裁決内容によって、他の除外案件等に影響を与えるものではなく、その点は地方公共団体が判断することとすればよいのではないかと。

また、異議申出及び審査申立てについては、行政不服審査法の再調査の請求又は審査請求の準用することになっている。農用地利用計画は、一定の地域内の土地利用について一体的に定めるものであるにも関わらず、個別の「処分」に対する不服審査手続を定めた行政不服審査法を準用することで、一部の土地に関する手続の遅滞が計画の変更全体に波及するという弊害が生じている。

制度改正によって、個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となるため、前向きに検討いただきたい。

なお、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（令和3年5月、総務省行政管理局）では、弁明書や反論書の提出期間について「例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる」とされている。当該期間を適用し、さらに当該提出書類の内容確認や口頭意見陳述等の手続も行った場合には、法定の60日以内の裁決は非常に困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【津市】

1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案が相互に影響を及ぼすことも考えられるが、提案団体の主張にもあるように、異議申出の対象地における変更手続きと当該地以外の土地における変更手続きを分

割することで同時期に提起される修正案が相互に及ぼす影響は排除されることから支障は生じない。  
また、農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び当該決定に対する審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間を定め、迅速な処理を行った場合であっても、通常要する期間の短縮には限界があり、異議申出の対象地以外の土地に係る変更手続きを進めることができない。  
さらに、除外予定地における農用地等以外の用途に供するための円滑な土地利用や、編入予定地における圃場整備事業や日本型直接支払制度等の農用地区域内農地を事業要件とするような農業振興施策の活用をも妨げることとなる。  
このため、異議申出等の手続きに影響の受けない土地については、先行して変更できる手続きが可能となるよう、制度を見直していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

農業振興地域整備計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 各府省からの第2次回答

農業振興地域整備計画の変更手続においては、異議申出までの過程で変更案について公告縦覧により市町村住民から意見書の提出を受け付けているところであり、変更案が変更されたことを市町村住民に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した計画案と異なる計画を決定することは不適當である。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

県外分診療報酬の全国決済制度(国民健康保険)を地方単独医療制度においても適用することで、国民健康保険被保険者の県外受診時の現物給付を可能とすること

## 提案団体

四條畷市、枚方市、西宮市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかが明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

市区町村が実施する公費負担医療費助成については、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。地理的要因により日常的な受診医療機関等が都道府県外とならざるを得ない、都道府県境に居住している住民からは、都道府県外現物支給対応を求められてきたところ。一部市区町村では、社会保険加入者について、全国組織である社会保険診療報酬支払基金、医療機関等との協議のもと現物支給を実施しており、このことが住民サービスの向上及び事務の効率化につながっている。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給ができず、サービス格差が生じている。

## 【解決策】

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和50年7月25日保険発第72号)」において、全国決済が療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化を図るとともに他県被保険者の療養取扱いの申出を促進することが期待されており、診療報酬の請求方法等が示された。未熟児養育医療など国の法令に基づく公費負担医療については、この全国決済制度が適用されているものである。全国決済制度における公費負担医療に地方単独医療制度が含まれるのかどうかを明確化し(含まれないのであれば、対象を拡張していただき)、各地方において、療養取扱機関、審査支払機関、保険者の協議のもと、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、被保険者の利便性がより一層高まるものとする。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①国の公費負担医療と同様の仕組みを適用できれば、地方単独医療においても現物支給が可能となり、安心して受診ができる環境づくりができ、日常的に都道府県外診療とならざるを得ない住民のニーズに応えることができる。
- ②都道府県外現物支給の実現により、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の負担軽減、サービスの向上につながるとともに、行政の事務も軽減される。
- ③現物支給になると、加入保険の保険者が医療費の管理を行うことができるため、医療費のお知らせ等で実際

の支払い額が記載されることにより、住民が税法上の医療費控除の申告の際の算出が簡易になる。  
④現物支給により、窓口での負担金額が軽減されることから、医療機関等での医療費未払いの減少が期待され、医療機関等の安定した経営につながるが見込まれる。

## 根拠法令等

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和 50 年 7 月 25 日保険発第 72 号)」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、海老名市、兵庫県、五條市、広島市、東温市、朝倉市、荒尾市

○当市においても同様に、市区町村が実施する公費負担医療費助成について、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。住民にとって、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、都道府県外現物支給が可能となり、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の大きな負担軽減になることとなる。また、当市においては、地方単独医療に伴う事務作業を複数の関係課をまたがって処理しており、事務作業に多大な時間と労力が必要となっている。このようなことから、償還払いの申請が減少するだけでも、大きく行政の事務も軽減される。

○当市においては県外受診分について保険者間での差を設けないために一律で償還払いとしているが、申請手続きが手間であることや一部負担金を一旦支払うことが負担であるとの苦情を聞くことが多い。また、現行の償還払い対象の大半が県外受診分であるため、事務の効率化の観点からも、現物給付化は効果が大きいと考える。

○区役所窓口における償還払い事務が無くなることで、区役所の業務負担減に繋がる。

## 各府省からの第 1 次回答

地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。既に、こうした調整を経て、三重県や島根県の一部の自治体などの地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。

今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、他県国保連に対して、毎年、県外の医療機関等を受診した際の地方単独医療分の現物給付を実現するための委託契約を要望しているものの、県外の保険者の事業を行うことができないとして断られている状況にある。また、現状では、県外受診時の地方単独医療分の請求・審査事務を県外の医療機関等や国保連が行うには、双方のシステム改修が必要であり、費用負担が大きいことも課題。このため、現行通知上、現物給付が可能とされているとしても、当市においてはそれができておらず、実現には多くの課題がある。さらに、本回答で示された一部自治体での県外現物給付は、単票レセプト方式による運用で、医療機関等が医療保険分と地方単独医療分を分けてレセプト請求を行う必要があり、事務負担が大きいものである。

一方、社会保険では、社会保険診療報酬支払基金において1枚のレセプトで複数の医療制度の請求ができる併用レセプトによる運用が可能であるため、医療機関等の負担が少なく、自治体のシステム改修費の負担もないため、一部自治体では、県外現物給付が実現している。社会保険被保険者は県外現物給付ができていなくてもかかわらず、国民健康保険被保険者においてはそれができないのは不合理であり、加入保険区分による手続き格差を解消するためにも、国民健康保険においても全国決済制度の活用で併用レセプトの運用を可能とし、他の自治体の実態や意向も把握したうえで、現行通知の改正に加え、システム改修費の支援や医療機関等との合意形成を図るなど、自治体と国保連との委託契約が実質的に進むような措置を検討していただきたい。

なお、厚生労働省の調査によれば、地方単独医療制度については、各自治体によって対象年齢等の差はあれど、全国で行われている状況であることから、住民、自治体、医療機関等のより一層の負担軽減を図る観点によ

り、全ての都道府県において現物給付が可能となるよう、各自治体任せではなく関係機関と連携して必要な措置を検討していただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【五條市】

当市においては、隣接する県外市町での社会保険加入者の受診分について、社会保険診療報酬支払基金、医療機関等と協議・調整を行い、令和5年 10 月から現物給付を開始することとなっており、できるところから住民の負担軽減、サービスの向上を目指していますが、国民健康保険加入者との間に差が出来てしまいます。一部市区町村では、既に都道府県外現物給付を実施し、都道府県外の医療機関等との現物給付での取り扱いについて必要な調整が行われ、ノウハウも有しています。

つきましては、地方単独医療制度についても、県外で現物給付が可能となりますよう、早急に必要な措置を講じていただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。

また、部分的には現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求めます。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行制度では、一部の都道府県で現物給付が実現できているものの、それは実態として地方自治体や医療機関等の協力・負担に依るものであり、全国各地で容易に現物給付が実現できているとは言えない。各地方自治体に委ねるのではなく、全国的に現物給付が容易に実現できるよう、地方単独医療制度においても全国決済制度を適用させるための国保総合システムの改修支援等により医療機関等の負担軽減を図るなど、必要な措置を検討すべきではないか。

住民の居住地や加入している保険によって、助成方法の差異が生じていることや、子ども医療費助成を始めとする地方単独医療制度が全国的に展開されている状況、更には規制改革実施計画(令和5年6月 16 日閣議決定)で示された内容を踏まえれば、医療保険制度を所管している厚生労働省が主導し、関係省庁と連携して制度を見直し、全国的に環境整備をすべきではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の現物給付化に係るご指摘の通知の取り扱いについては、現物給付化に当たって必要な調整が完了している場合において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは現行通知上可能である旨を明らかにする方向で、地方自治体等の意見も踏まえながら検討してまいりたい。

また、ご要望に関して効率的な仕組みを構築するためには、全国の地単公費情報を収録した地単公費マスタの作成をはじめとしたシステム対応が必要であり、診療報酬改定 DX においてまずはマスタの作成に向けた検討を開始したところ、引き続き検討してまいりたい。

このほか、令和5年の規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)に沿って、地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁(こども家庭庁及び厚生労働省)において、審査支払業務の審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該当する場合は要しないものとされている。

土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件として、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とするものであること、重要な部分(管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの)の変更を要することとならないこと等が定められている。

## 【支障事例】

当市は、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、当該水利施設は、農業者だけでなく不特定多数の住民が受ける利益に関与し、公共的機能を有するため、当施設更新事業における市の役割は大きく、事業費負担については、受益者負担は生じないよう市が負担するものとしている。

この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えるとともに、施設の種類・管理方法等の「重要な部分」の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。当市における同意徴集に当たっては、約1万人が対象となり、準備期間含め約4年を要し、1000万円以上の費用負担が発生する等多大な業務・費用負担を生じる見込みである。

当施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものである。このような基本的な受益の態様に変動しないものと認められる場合については、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同意徴集が不要となることにより、土地改良区及び関係地方公共団体の費用・業務負担を大幅に軽減でき、円



滑な事業着手が図られる。

#### 根拠法令等

土地改良法第 85 条の3第2項  
 土地改良法施行令第 48 条の2、第 50 条の2の3  
 土地改良法施行規則第 38 条の2の2  
 平成 18 年農林水産省告示第 1272 号(土地改良法施行規則第 38 条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるもの)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、広島市、熊本市

—

#### 各府省からの第 1 次回答

土地改良事業は、一般的に、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、その施行地域における土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第3条に規定する資格を有する者(以下「受益者」という。)の3分の2以上の同意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設(これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。)の更新事業(以下「施設更新事業」という。)であつて、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成 29 年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場(ポンプ場)の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池(用水路のパイプライン化に伴う附帯施設)の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合(土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合)には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のままで受益者からの同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例と考えていた「調整池の新設」について、同意徴集手続を省略可能との回答をいただいたが、平成 29 年9月 25 日付け事務連絡「土地改良法等の改正に基づき同意徴集手続が簡素化される施設更新事業の事例について」(以下、「事務連絡」という。)においては、「2 (省略) 農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をパイプラインに更新」と例示されているのみであり、規模の大小を含む調整池等、附帯施設の取り扱いが不明瞭で個別の事業に係る該当性が判断できないため、対象の範囲をより明確に示していただきたい。

また、事務連絡において「同意徴集手続の簡素化に当たっては、管理事業計画の同質性(告示二及び四に定める重要な部分の変更を伴わない)(省略)が条件」との記載があり、その上で簡素化の対象となる更新事業として揚水機場の統廃合やパイプライン化(調整池の新設)が例示されている。一方、調整池(貯水池)の新設や揚水機場の統廃合については、管理事業計画における重要な部分を定めた告示にある「(一)管理すべき施設の種類の貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」に該当するものと解釈してきた。当該事業は管理事業計画の変更を要するものであると認識しているが、受益の態様に影響を与えない実態に着目し、管理事業計画と同質性を有するものとして、同意徴集手続は不要と認められるべきと考えるがよろしいか。

管理事業計画の規定方法や詳細度合を原因として、全国的に取扱いに差が生じることのないよう周知徹底をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国町村会】

法改正内容等の周知徹底をするとともに、地方農政局への指導・助言等も含め、丁寧な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体においては、支障事例について、地方農政局との個別相談も踏まえ「管理事業計画中の重要な部分の変更を要するため同意徴集が必要」と認識していた。同意徴集の省略の可否に係る取扱いについて周知が徹底されていないと考えられるため、基本的な考え方や例示について整理し、地方農政局及び地方自治体等に対し改めて周知すべきではないか。

その際、「管理事業計画の重要な部分の変更」に関しては、事業実態に着目した上で、受益農業者の営農への影響がなく、重要な部分の変更を要しないことと判断する場合は、同意徴集の省略が可能であることを明確に示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(1) 「同意徴集手続の省略が可能となる対象の範囲をより明確に示す」とのご提案については、同意徴集手続の省略が可能な施設更新事業の例示について写真等を活用して分かりやすく整理するとともに、今回議論になった附帯施設の取扱いを明確にし、地方自治体等に対して周知することとしたい。

(2) 土地改良法第85条の3第2項の例外規定の適用に当たり、「管理事業計画の規定方法や詳細度合を原因とした取扱いの差」が生じるとの指摘については、事業の整備内容により同項の適用を判断することとしていることから想定されないが、地方農政局に対して、本提案を踏まえた注意喚起を図ることとしたい。

(3) なお、お尋ねの、「(一)管理すべき施設の種類の貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」とは、例えば、農業用水の水源であるため池(貯水池)を廃止して頭首工に切り替えたため管理施設の種類の貯水池から頭首工に変更される場合などが該当し、揚水機の附帯施設として調整池を新設することや、揚水機を統廃合し箇所数に変更されることは、既存の「揚水機」という施設の区分の変更には該当しない。今後、同種の解釈上の誤解が生じないよう、(1)の周知と併せて、考え方を周知することとしたい。